

兵庫県公報

平成30年9月28日 金曜日 第3041号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 道路の区域の変更（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
病院局公告	
○ 兵庫県立尼崎総合医療センターの医師事務作業補助者体制整備に関する業務プロポーザルの実施（県立尼崎総合医療センター）	10
○ 特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診療材料委員会」開催支援等業務に係る公募型プロポーザルの実施（同）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	15
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	15

告 示

兵庫県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

中郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 當 久	豊岡市中郷1595番地
同	丸 岡 正 夫	同 市中郷1706番地
同	河 本 弘 美	同 市中郷1591番地
同	森 本 富 男	同 市中郷1677番地
同	武 中 均	同 市中郷1613番地の1
同	新 田 義 孝	同 市中郷1491番地

同	河 本 智 司	同	市中郷 7 番地の 1
同	西 垣 芳 昭	同	市中郷1668番地
監 事	斎 藤 秀 樹	同	市中郷711番地の 1
同	森 敏 宏	同	市中郷1697番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 佐 當 久	豊岡市中郷1595番地
同	丸 岡 正 夫	同 市中郷1706番地
同	新 田 義 孝	同 市中郷1491番地
同	河 本 智 司	同 市中郷 7 番地の 1
同	西 垣 芳 昭	同 市中郷1668番地
同	坂 本 富美枝	同 市中郷1305番地
同	森 敏 宏	同 市中郷1697番地
同	武 中 均	同 市中郷1613番地の 1
監 事	斎 藤 秀 樹	同 市中郷711番地の 1
同	森 本 和 仁	同 市中郷1665番地



兵庫県告示第836号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目392番2の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物



兵庫県告示第837号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年 8月20日から平成31年 3月22日まで
- 3 作業地域
神戸市の一部



兵庫県告示第838号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年 8月20日から同年 9月29日まで

- 3 作業地域
西宮市鳴尾町三丁目2番7号地先



兵庫県告示第839号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成30年 8月24日から平成31年 3月22日まで
- 3 作業地域
市川町の一部



兵庫県告示第840号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福崎町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成30年 8月27日から平成31年 3月29日まで
- 3 作業地域
福崎町山崎地内



兵庫県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年 2月 7日から同年 3月23日まで
- 3 作業地域
豊岡市の一部



兵庫県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 9月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 9月28日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 3 号	篠山市福住字岩谷70番2から 同 市福住字岩谷70番2まで	旧	21.0から 68.0まで	167.0	
		新	29.0から 71.0まで	167.0	



兵庫県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成30年9月28日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	加東市河高字蛭田2521番1から 同 市河高字東大蔵2642番1まで	旧	10.0から 50.0まで	191.0	一部 予定地
		新	10.0から 69.0まで	191.0	



兵庫県告示第844号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成30年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
武田尾(2) I (105000121)	西宮市武田尾温泉（別図1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
武田尾(1) I (105000122)	西宮市武田尾温泉（別図2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名塩(7) I (105000123)	西宮市塩瀬町名塩（別図3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
青葉台二丁目 I (105000152)	西宮市青葉台二丁目（別図 4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
青葉台一丁目(2) I (105000154)	西宮市青葉台一丁目（別図 5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

宝生ヶ丘(1) I (105000161)	西宮市宝生ヶ丘一丁目 (別 図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
天狗谷II (205000041)	西宮市塩瀬町生瀬 (別図7 のとおり)	土石流	別図7のとおり

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第845号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30但馬位置 0003号	30.9.13	豊岡市中陰字下ツノベ516番1の一部	5.00	35.00

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) アグロガーデン新飾西店
 所在地 姫路市飾西字三反長258番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ホームセンターアグロ
 住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1
 代表者の氏名 安黒嘉宣
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ホームセンターアグロ
 住所 宍粟市山崎町今宿129番地の1
 代表者の氏名 安黒嘉宣
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成31年4月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,251平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 154台

- (2) 駐輪場の収容台数
50台
- (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
15.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年8月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
平成30年9月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年1月28日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 神戸トヨペット宝塚インター南店
所在地 伊丹市西野一丁目1番地1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 神戸トヨペット株式会社
住所 神戸市兵庫区水木通二丁目1番1号
代表者の氏名 西村公秀
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 神戸トヨペット株式会社
住所 神戸市兵庫区水木通二丁目1番1号

- 代表者の氏名 西 村 公 秀
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月30日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,063平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
28台
 - (2) 駐輪場の収容台数
6台
 - (3) 荷さばき施設の面積
81.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
 - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時30分
閉店時刻 午後7時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後7時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
 - 8 届出年月日
平成30年8月29日
 - 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年9月28日から4月間
 - 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年1月28日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル姫路店
所在地 姫路市別所町小林字谷田346ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 名称 株式会社トライアルカンパニー
 住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号
 代表者の氏名 檜木野 仁 司
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
永 田 久 男
 - イ 変更後
檜木野 仁 司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ア 変更前
永 田 久 男
 - イ 変更後
檜木野 仁 司
- 4 変更年月日
平成29年6月19日
- 5 届出年月日
平成30年9月6日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
平成30年9月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成31年1月28日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）ドラッグコスモス御国野店
 所在地 姫路市御国野町御着字大門678番2ほか
- 2 法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音発生に係る事項
付帯設備である冷凍機用室外機が、環境の保全と創造に関する条例第43条に基づく「騒音に係る特定施設等」に該当しているため、設置届出を確実に行われたい。
 - (2) 駐車場に関する事項
出口付近の構造について、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できるようにされたい。
 - (3) 廃棄物の処置に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく保管基準及び委託基準を順守し、適切な保管及び廃棄物処理業者への委託をされたい。

(4) 街並みづくり等への配慮に関する事項

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に該当しているため、引き続き手続を行われたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年9月28日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ウッディタウン複合商業施設
所在地 三田市けやき台一丁目5番

2 法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

- (1) 交通流の乱れ・交通事故の防止に留意されたい。
- (2) 各種犯罪発生防止に努めるとともに、夜間営業に関し、特に青少年の非行防止と健全育成に配慮されたい。
- (3) 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」に規定されている特定施設を設置する場合は、設置工事開始の30日前までに、特定施設設置届を提出されたい。
- (4) 工事中は、現場責任者を常駐させ、危険防止、風水害防止及び公害防止のため、常に必要な措置をとった上で工事を進めること。なお、工事場所の内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないように措置し、不慮の災害を起こさないようにされたい。
- (5) 消防活動に支障が生じないよう、利用者に対する駐輪場ルールの徹底と、交通整理員等による駐輪車両の整理整頓の実施を徹底されたい。
- (6) 来店車両に起因した周辺道路の混雑により、計画店舗及びその周辺での災害発生時に緊急車両の通行に支障が生じないようにされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年9月28日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町国安字新開 1278 番 1
同 郡同 町国安字運上林 1286 番 4、1286 番 30、1286 番 31、1286 番 41、1286 番 46、1286 番 103

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡稲美町国安 1286—23

医療法人社団いなみ会 理事長 藤川 雄三

3 許可年月日及び許可番号

平成30年3月29日

兵庫県指令建指第1-1号(29稲美)

病 院 局 公 告

兵庫県立尼崎総合医療センターの医師事務作業補助者体制整備に関する業務プロポーザルの実施

以下の調達について次のとおりプロポーザルを実施する。

平成30年9月28日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平家 俊男

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県立尼崎総合医療センターの医師事務作業補助者体制整備に関する業務プロポーザル

(2) 応募要領

別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センター医師事務作業補助者体制整備に関する業務」募集要領(以下「募集要領」という。)による。

(3) 契約期間

平成30年11月1日(木)から平成31年3月31日(日)までとする。

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

2 参加資格

(1) 次のアからウまでに該当する全ての実績を有する者であること。

ア 「DPC特定病院群(旧Ⅱ群)」のうち、病床数400床以上の公立病院における業務改善や業務整理の実績(過去5年程度)

イ 高度急性期を担う中核病院における診療報酬算定に関する指導の実績(算定要件や施設基準の取得に係る内容)

ウ 応募者が主催する診療報酬改定研修会の開催実績、地域団体などが主催する診療報酬に関する研修会や勉強会への講師派遣の実績

(2) 兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく本県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 本業務にかかる告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

(6) 次のアからウまでに該当する者でないこと(必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。)

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(イ)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者)が前項ア及びイのいずれかに該当する者

(7) 本公募型プロポーザル及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号
県立尼崎総合医療センター経営企画部経営企画課
電話 (06) 6480-7000

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成30年9月28日(金)から同年10月9日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)のほか当院ホームページ(<https://agmc.hyogo.jp/>)からダウンロードできる。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年9月28日(金)から同年10月9日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、平成30年10月5日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月1日(月)から同月5日(金)まで
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、平成30年10月5日(金)必着とする。

ウ 回答方法

質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール又はFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月1日(月)から同月11日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、平成30年10月10日(水)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを求める場合がある。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター医師事務作業補助者体制整備に関する業務選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター医師事務作業補助者体制整備に関する業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者
- イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書・企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された企画提案書が下記アからケまでのいずれかに該当する場合は、原則、その企画提案書を無効とする。
 - ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 企画提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の企画提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出業者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 選定の結果、特定されなかった場合、企画提案書は返却を希望した者に限り返却する。提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 同一企業が、複数の企画提案書を提出することは禁止する。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 様式第1号から第7号までについて、電子データで希望する場合は上記3(1)まで連絡すること。
- (11) 特定されなかった企画提案書の返却を希望する場合は、様式第4号の返却希望欄に○をつけること。返却場所は上記3(1)とする。
- (12) その他詳細は、募集要領による。



特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診療材料委員会」開催支援等業務に係る公募型プロポーザルの実施

以下の調達について次のとおりプロポーザルを実施する。

平成30年9月28日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

1 プロポーザルの概要

- (1) 名称
特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診療材料委員会」開催支援等業務に係る公募型プロポーザル
- (2) 募集要領
別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センター特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診

療材料委員会」開催支援等業務に係る公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

(3) 契約期間

平成30年11月1日（木）から平成31年3月31日（日）までとする。

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

2 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 次のア及びイの実績を有する者であること。

ア 医療材料の物流管理に関し、外部コンサルタントとしての業務受託実績

イ DPC医療機関群のうち「大学病院本院群（旧Ⅰ群）」又は「DPC特定病院群（旧Ⅱ群）」の病院における上記アの業務実績（病床数400以上の病院に限る。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

(5) 兵庫県税を滞納していないこと。

(6) 次のア及びイに該当するものでないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前項アに該当するもの

(9) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業支援を支援する者

イ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が前項のア(7)から(9)までのいずれかに該当する者

(7) 本公募型プロポーザル及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部経営企画課

電話 (06) 6480-7000

(2) 募集要領の配付

ア 配付期間

平成30年9月28日（金）から同年10月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月1日（月）から同月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年10月10日（水）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月1日（月）から同月5日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年10月5日（金）必着とする。

ウ 回答方法

平成30年10月9日（火）より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール又はFAXにより回答する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

所定の企画提案書等様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月1日（月）から同月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成30年10月12日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(6) プレゼンテーション

企画提案書に記載された業務の実施方針及び特定のテーマについてプレゼンテーションを実施するとともに、提案書全般についてヒアリングを行う。

ア 実施場所

県立尼崎総合医療センター内

イ 実施日

平成30年10月17日（水）

ウ 開始時間

後日連絡する。

時間配分については、30分／者程度（プレゼンテーション20分、質疑応答及びヒアリング10分）を想定

エ その他

「実施要領」のとおり。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は「兵庫県立尼崎総合医療センター特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診療材料委員会」開催支援等業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は「兵庫県立尼崎総合医療センター特定保険材料の消費実績と医事請求の整合分析及び「診療材料委員会」開催支援等業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 提出書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。

(2) 提出書類の著作権は、参加者に帰属すること。

- (3) 提出書類は、非公開とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類が、本要領及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された企画提案書を無効とすることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (8) その他詳細は、実施要領による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第58号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 9月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

花・サービス付き高齢者家族向け住宅	同 市須磨区友が丘7丁目1-14
-------------------	------------------

」

を

「

花・サービス付き高齢者家族向け住宅	同 市須磨区友が丘7丁目1-14
エリーネス須磨介護の家	同 市須磨区磯馴町3丁目1-27

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年 9月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,409

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 677,556



兵庫県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を

有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成30年9月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,072
神戸市灘区	36,176
神戸市中央区	36,158
神戸市兵庫区	30,177
神戸市北区	60,971
神戸市長田区	26,821
神戸市須磨区	45,393
神戸市垂水区	61,569
神戸市西区	67,412
姫路市	139,883
尼崎市	129,151
明石市	83,317
西宮市	132,307
洲本市	12,653
芦屋市	26,723
伊丹市	55,480
相生市	8,459
豊岡市	23,036
加古川市	73,701
たつの市及び揖保郡	30,760
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,932
西脇市及び多可郡	17,445
宝塚市	64,601
三木市	21,983
高砂市	25,432
川西市及び川辺郡	53,009
小野市	13,264
三田市	31,459
加西市	12,487
篠山市	11,776
養父市	6,841
丹波市	18,117
南あわじ市	13,470
朝来市	8,667
淡路市	12,698
宍粟市	10,823
加東市	10,833
加古郡	18,101
神崎郡	12,077
美方郡	9,378